

2022/2/28

宛先: 西山キミエ 成年後見人 安部 高樹 司法書士
写し: 西山和子 成年後見人 加藤 貴大 弁護士
辻恭子 代理人 谷 直樹 弁護士
岩永・新富法律事務所 岩永 孝之 弁護士

道後湯之町 西山 紀男

件名: 正林駐車場賃料の債務返還案に異議申立てる(本文)。

参照: 2022(令和4)年2月20日付西山キミエ成年後見人 安部高樹 司法書士発書簡
「正林駐車場賃料債務についての「新」確認・同意・承認書」

この度、参照書簡により安部成年後見人から提示された「確認書の説明文」および「確認書」について異議申立てます。

また、当駐車場に係わる経緯を後編の「経緯」に説明しています。適宜、ご参照ください。

異議申立てる:

1. 駐車場賃料の返還に時効の適用は認めない。

キミエ母は、十分すぎる遺産を相続した。(経緯—1. 西山留太郎父の遺産相続を参照)
数多くの不動産に加えて、遺産分割の対象にしなかった預金・貯金を留太郎父から引き継いだ。

- ① 和子と紘二のために預けていた預金3,000万円。
- ② 不動産の取引に使っていた預金。
- ③ 株取引に使っていた預金。
- ④ 当時、利回りが良かった郵便貯金(定期預金)。

留太郎父からの恩給と預貯金に加えて、不動産からの家賃収入があった。

キミエ母は、この豊かな状況で、障害者2人(和子と紘二)の家賃収入および駐車場の賃料を介護施設に入る遥か以前から毎月、継続して支出していた。

これは障害者2人に対する私 紀男の思いやりへの裏切りである。

母親としての自覚と愛情が無かったのだろうか？

50年以上も精神病院の閉鎖病棟に入れた二人の人生を思うと、余りにも悲しい。

キミエ母の支出は、和子と紘二の家賃収入および駐車場の賃料の支出だけに留まらない。

和子の障害年金が入る口座からも支出している。(下図を参照)

120104	120105	クレディ	19026	ゼンサン	22536	0713
120106		ヨキンキ		50000	3510	0817
120114				58941	112451	1025
120114		ナカサキシヨクミンケンコウホケンカ				
120117		ニシヤマカスロ		2501037	2613488	*
120117		シハライキBK	1000000		1613488	0817
120117		シハライキBK	1000000		613488	0817
120117		シハライキBK	500000		113488	0817
120117	120118	カスイ	7269		106219	1025
120120	120121		10000		96219	*
120121	120124	ツミテイ(#043229)				
120126	120127	スイドウ	9612		86607	1025
			5000		81607	1009

入出金符号 ー通常の訂正取引 △取消取引 +取消の訂正取引

平成12年1月14日、十八銀行の和子の口座から250万円を
自分(キミエ)の口座へ振り込み、
平成12年1月17日、ATM 端末に通帳を入れて、3回の操作で引き出した。

キミエ母による支出額は、合計 250万円。———— A

その後、和子の口座にこのような大金の支出が起っていないのか？
岩永弁護士を通して、加藤弁護士に調査を依頼している。

次に、和子と紘二が相続した建物、2件からの家賃は、
昭和54年(1979年)から駐車場に転換した平成2年(1990年)の前年(1989年)までの
10年間、2件分の家賃を少なく見積って、月8万円とすれば、

$$8 \times 12 \times 10 = 960。 960万円。$$

和子の被害額、43%、は 412万円。———— B

更に、1990年(平成2年)10月～2021年(令和3年)2月まで31年4カ月間、
支出された駐車場の賃料は、3,926万4,950円。

和子の被害額、43%、は、 1,688万円 —— C

上記、A+B+C の合計は、 2,350万円 となる。

然るに、参照書簡の「確認書」では、次のように「10年の時効の適用」を前提としています。

この「確認書(または同意書または承諾書)」について説明します。

1. 前回の「確認書(または同意書または承諾書)」では、消滅時効の主張が困難または本件にそぐわないとの理由で消滅時効の主張を考えない債務額を前提としていましたが、その後、西山和子さんの成年後見人弁護士加

藤貴大氏(以下、単に「加藤弁護士」といいます)から10年間の消滅時効の主張(援用)を容認すると解釈できる文書が届きましたので、消滅時効を援用することを前提にしています。

和子は、1970年(昭和45年)から50年以上、閉鎖病棟に入れられ、自由を束縛されてきました。

その間、キミエ母によって家賃と賃料を費消されてしまいました。

続いて、キミエ母が老人ホームに入れられてからは、恭子が駐車場の賃料を費消しました。一連の行為は親子による共同犯罪であって、辻恭子は共犯者と言えます。

一方、キミエ母は、一般庶民の常識を超えるほどの資産を相続して、留太郎父が新築した4部屋と大きな居間のある家にぬくぬくと暮らしていました。

ある日、辻恭子の家族が泊まりに来るからとの理由で、更に10畳の部屋を増築していました。更には、同居するために、と二世帯住宅に建替えて、建物の名義を辻俊雄にしてしまいました。その時、キミエ母は、私と妻の美年子に「家は共同名義にした。」と偽って伝えました。また、辻恭子家族の4人分の電気代と水道代までキミエが支払っていました。

これらのことから、キミエ母は経済的に不足し、日々の暮らしに困る、などとは考えられない状態でした。

何故、長期に亘って二人の障害者(和子、紘二)の賃料を費消していたのか、分かりません。障害者に対する偏見に基づく差別、と言わざるを得ません。

これらの費消行為は、刑法では単純横領に当たり、時効の適用と弁済は認められない。量刑あるのみです。

ただし、親族間の場合は、特例条項が適用され、懲役刑が免除される。

この事例に「10年の時効」を適用することは、余りにも正義と公平の理念に反します。私は、10年の時効を適用することに異議を申し立てます。

2. 駐車場賃料の返還方法に桁違いの分割払いは認めない。

前項1. で、キミエ母と辻恭子による和子からの費消は、「合計 2,350万円 となる。」

と述べています。

内訳の駐車場の賃料だけに絞っても 1,688万円 です。

「確認書」に「記載の返済額は、毎月3万円、6万円、9万円、その他、とあります。

仮に、駐車場の賃料の支払い月額 9万円 とした場合、

完済までは 188ヶ月。年換算では 16年を要します。

これは、実態にそぐわない、と言えます。

31年間に亘って横領された賃料を完済してもらうのに 16年間待たねばならない。

その時点で、和子は112歳になっています。

私は、一括返済すべきである、と異議を申し立てます。

返済のための原資を得る方法は存在しています。

方策—1: キミエ成年後見人 安部高樹司法書士は、「辻恭子がキミエ母を介護施設に入れた後、辻家族が消費した月々の水代、電気代、NHK 視聴料および辻俊雄名義の自動車購入代、合計 539万円)の返還」を辻恭子に請求すること。
参照書簡、2019年12月1日付、書簡の18ページ グラフ。

当件は、再三、キミエ成年後見人 安部高樹司法書士に辻恭子への返済を請求するよう要求しているが、家庭裁判所が指示すれば見直す、と答えている。

方策—2: 辻恭子は、キミエ母が不動産取引等に利用していた十八銀行・住吉支店の預金口座を解約している。

参照簡、2021年6月20日付、書「辻恭子によって隠蔽された西山キミエの書類」の1。
十八銀行に調査を依頼し(顧客情報ファイルを使って、西山キミエ名義口座の過去の履歴を調べてもらう。)、解約前の取引を確認すること。

または、辻恭子に当口座の通帳を開示させること。

当件も、キミエ成年後見人 安部高樹司法書士に調査するよう要求したが、行動に移さない。

方策—3: 平成19年(2007年)辻恭子は、西山キミエ名義のゆうちょ銀行口座を解約している。
辻恭子に当口座の通帳を開示させる。

2021年6月20日付、書簡「辻恭子によって隠蔽された西山キミエの書類」の2。

方策—4: キミエが所有する長崎・泉町の土地を売却する。¥

安部高樹成年後見人は、いずれかの方策を実行して、和子への返却を速やかに完了するよう希望します。

以上、

以下に**参照書簡**を貼付します。

2021/6/20 作成(6月27日更新)

「辻恭子によって隠蔽された西山キミエの書類」

宛先: 西山キミエ成年後見人 安部 高樹 様
辻恭子代理人 弁護士 谷 直樹 様
弁護士 岩永 隆之 様
辻 竜也 様
西山 円 様

松山市道後湯之町 西山 紀男

辻恭子によって隠蔽された西山キミエの書類

1. 不動産取引等に使用していた十八銀行住吉支店の預金口座を解約している。

平成 2 年 6 月、西山留太郎からの遺伝による精神病を発病した長女 昌子を自宅で療養させるよう医師に勧められた。

自宅療養に適切な住宅を購入する必要に迫られ、母に資金援助を求めた。

平成 2 年 7 月、諫早市城見町の馬場傘屋に賃貸していた宅地の売却を依頼した。

母から「買い手が競い合い、思っていたより高く売れた」との連絡を受けた。

売却代金の一部(1,800 万円)を受取るため母に同行し、十八銀行住吉支店で現金支払いを受けた。この時、母が呼んだ辻恭子も諫早から来て同行した。

その際、母が不動産取引等に利用していた預金口座は、後見等事務報告書に記載されていない。

また、次の支出は、後見等事務報告書に記載の預金口座の取引明細には記載がない。

① 次男 円の結婚式(1999 年 5 月 16 日、ホテル オークラ)に出席した時、母からの祝い金、および出席のための旅費宿泊費。

② 紀男の喜寿祝い(2010 年 1 月 4 日、丸山の青柳)での料亭の費用。
辻恭子は、キミエが不動産取引等に利用していた預金通帳を開示すべき。

また、辻恭子は、平成 2 年 7 月、宅地売却の売買契約書を隠蔽している。

城見町の土地 2 か所(馬場傘屋、菅原金物店)および喜々津の土地1か所、合計3か所の売買契約書は後見人に渡すべきである。

2. 平成 19 年 ゆうちよ銀行の口座を解約し、新規に開設している。

後見人に引き渡された通帳の取引明細は次の記載。

19-01-12 30,000 で新規開設、17610 20792481 ニシヤマ キミエその後、残高不足が分ると、時折、入金されている。

毎年、4 月と 8 月に次の自動引落しが続き、令和元年 5 月、後見人が停止するまで自動引落しが続いている。

20-04-25 (簡易保険) 15,400 引落し

20-08-25 (簡易保険) 13,090 引落し

辻恭子は、解約した郵便貯金口座の通帳を開示すべき。

3. 西山 和子と紘二が所有する駐車場の賃貸料が振込まれている預金口座は、平成 19 年 5 月、西山キミエの成年後見人が選任されるまで、辻恭子による支出のため、恒常的に残高ゼロの状態が続いていた。

辻恭子は、横領した金額を所有者へ返却すべき。

4. 西山 キミエおよび和子が所有する土地の権利書は成年後見人へ引き渡すべき。

キミエ 長崎市泉二丁目514番の土地(宅地、262.64 m²)

キミエ 諫早市城見町46番の土地(雑種地、202 m²)

和子 諫早市城見町45番の土地(雑種地、151 m²)

5. 西山和子の通帳は、2021 年 2 月、和子に成年後見人が選任され、「辻恭子が隠蔽していたことが判明した。」。

通帳の過去の取引については、現在、成年後見人が調査している。

6. 2018 年 11 月 30 日、キミエの相続準備のための話し合いの席で、辻俊雄は、

「二世帯住宅の購入費用は、3,500 万を 3,000 万に割引いてもらった。」

左右 2 本の指を立てて、「キミエ 1,500 万、俊雄 1,500 万」と指を合わせて実演した。」と虚偽の説明をした。

美年子が帰崎のおり、仏壇をお参りに行った。

その時、キミエ母は「この新しい家のために 3,500 万円を辻に渡した。建物は共同名義にした。」と言った。

このお金は「喜々津の土地を売った。」と美年子に伝えた。

美年子は、西山は先祖代々、喜々津にも土地を所有していたのか？ とびっくりした。

この金額(3,500 万円)は、税金等経費を含めた総額である。

部屋が 7 部屋あり、各部屋のクーラー代、照明器具代、カーテン、ベッド 4 台、等の設備費用や取得税、登記費用などに当てられたことだろう。

キミエ母が、3,500 万円を渡した、と言ったことは証明された。

また、下記の不動産事項証明の内容から、「1,500 万のローンを組んで支払った」との辻俊雄の説明は虚偽である。

事実は、税務署からの課税を逃れるためにローンを組み、申告した。

平成 2 年 11 月 2 日 債務額 1,850 万円 金銭消費貸借設定。

平成 7 年 10 月 12 日 債務額 1,690 万円 金銭消費貸借解除。

5年後、キミエからもらった資金(3,500 万円)で完済した。

次に証拠を示します。

後見等報告書に添付の全事項証明(土地の表示)に、記載されている。

長崎県長崎市泉2丁目514「権利部(乙区)所有権以外の権利に関する事項」を貼付けます。

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成2年11月15日 第27687号	原因 平成2年11月2日金銭消費貸借同日設 定 債権額 金1,850万円 利息 年5・2% (ただし、月割計算 月未満 の期間は、年365日日割計算) 損害金 年14・5% 年365日日割計算 債務者 長崎市泉町514番地 辻 俊 雄 抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号 住 宅 金 融 公 庫 (取扱店 株式会社十八銀行) 共同担保 目録(○)第1205号 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年9月8日
2	抵当権設定	平成7年10月13日 第25568号	原因 平成7年10月6日保証委託契約に基づ く求償債権平成7年10月12日設定

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D82463 (1 / 1) 1 / 2

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
			債権額 金1,690万円 損害金 年15% (年365日日割計算) 債務者 長崎市泉二丁目10番17号 辻 俊 雄 抵当権者 長崎市出島町10番10号 長崎保証サービス株式会社 共同担保 目録(○)第1602号
3	1番抵当権抹消	平成7年10月13日 第25596号	原因 平成7年10月12日解除
4	2番抵当権抹消	平成20年4月11日 第10602号	原因 平成20年4月3日放棄

7. 美年子から一言申し上げます。

水、電気、NHK 料金について。

2021年6月14日、辻恭子の代理人 谷 弁護士より来たメールの中、「後見人から返還を求められてないから返還は必要ない。」との旨、拝読しました。

安部後見人の判断は中立ではない、と思います。

キミエの老人ホーム入居後の、辻俊雄、辻恭子、辻朱美、の3人の生活費です。

キミエは在宅して無いので、その時点で辻俊雄は世帯主としての責任でキミエの名義から辻俊雄の名義に変えるべきでした。

これは、以前の文書で、キミエから了解を取っていた、とのその場しのぎの嘘と弁解で後見人を納得させていました。

キミエが了解した、との証拠は何も残っていません。

老人ホームに入る年寄りに了解を取って、水代金等をキミエに頼らなければならないほど辻俊雄は墮落していらしたのですか？

「水を飲んだ、シャワーを浴びた、クーラーを使った」は事実です。
そのおかげで今も存命していらっしゃるのです。

同居を始められた直後、美年子がキミエを訪ねたおり、キミエ母が、「ガス代は辻が持つ、電気代と水道代は私が持つ。」と話しました。

固定資産税は辻が建物を持つ、西山が土地を持つ、と聞きました。

キミエに後見人が付いて、ようやく水道代、電気代の契約者が、辻俊雄になりました。
キミエの口座から費消された水道代、電気代、NHK 視聴料は以前に後見人宛に数回請求しています。

この小さな金銭の問題を裁判にかけて弁護士さんに費用を払うことは、81 歳の西山にとっては大きなエネルギーと時間の損失です。

辻さんは、この件で裁判に勝つ、との自信がおありですか？

この裁判は、西山円、辻竜也、に引き継がれるでしょう。

最近の辻さんは、美年子が初めて出会った頃の印象、お若い頃と比べて随分、変られましたね。

2018 年 11 月 30 日、美年子に「魔物がついている。

孫を追い込んでいます。」と突然、威嚇しました。

横浜にいる孫は、遠くから成長を見せてもらっているだけです。

孫は人格があり、一人の人です。

祖父母が介入することは許されません。

辻さんは、自分の孫にあれこれ言っているのですか？

令和元年 12 月 19 日付の、辻からの書状には、「12 月 1 日付の美年子からの書状は、妄想により記述されている。」と美年子を脅しました。

遂には、

1. 西山キミエの葬儀に喪主宣言

2. 西山キミエの法名に介入

西山紀男が心を込めて長延寺にお願いした法名、長延寺のご厚意で素晴らしい法名をつけていただいた。

法名「釋眞恵信女」、これに対して辻は、再度お寺に行って院号に改めるよう、指示命令してきました。

辻が西山家の法名に介入する権利は無い。

何故、ありがたい、と感謝の気持ちをお寺(西山の菩提寺)に抱かないのですか？

辻さんは、大きな、立派な家に住まい、良い車に乗って(100万円はキミエの口座から費消)、美人でお洒落な奥様と連れ添って、豊かな熟年をお過ごしですね。

喪主、法名の件など、辻が西山家に介入し、長男の紀男に指示。命令することは傲慢で横暴なことだと思えます。

このことを親友に相談したところ、「妹さん夫婦は常軌を逸しているね。」と言われました。

辻の喪主介入、法名介入について、夫紀男は、「辻の西山に対する反乱だ。」と怒っています。

この反乱については、岩永弁護士に、即刻お願いしました、

美年子は、結婚して、横山とは他人となり、西山の人間になりました。

恭子は、結婚して辻の人間となり、西山とは他人です。

西山の当主は、あくまでも紀男です。

夫の最近を傍で見ていると、いたたまれなく書かせていただきました。

何卒、ご理解いただきますように。

以上、

2021/6/20 作成(6月27日更新)書簡貼付 終り。